

西ノ島町観光事業用施設改修等に係る借入金の利子補給金交付要綱

平成 28 年 6 月 13 日 西ノ島町要綱第 20 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、金融機関からの融資を受けて観光施設の改修等を行う観光事業者(以下「借受者」という。)に対し、町が予算の範囲内において当該融資を受けた資金の利子の一部を補給し、観光施設の充実を図り、もって施設利用者の満足度の向上と観光地としての魅力向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 西ノ島町内に事業所を有し、宿泊施設、飲食店、輸送事業等を観光関連の事業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 改修等 観光事業者が所有する施設の改修又は更新、改造をいう。

(利子補給金の対象)

第 3 条 この要綱において、観光事業者が行う改修等に係る借入金の利子補給金等(以下「利子補給金」という。)の交付を受けることができる対象者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならないものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 他の補助金を受けていないこと。
- (3) 事業実施後において 5 年間は事業継続ができること。
- (4) 事業実施後において町内で行なわれる観光関連行事等に協力すること。

(補助対象事業)

第 4 条 利子補給金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊施設の改修等
- (2) 観光船の改修等
- (3) 観光バスの改修等
- (4) 飲食店の改修等

(利子補給金の額)

第 5 条 町が交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間における借入金につき、借入金ごとに当該借受者が支払った借入金利子(遅延損害金を除く。)の額とする。ただし、当該借入金に係る貸付金利が 2 パーセントを超える場合においては、当該借入金の期首残高に 2 パーセントを乗じた額とする。

(利子補給金の承認申請及び承認)

第6条 第1条の利子補給(以下「利子補給」という。)を受けようとする借受者は、観光施設改修等利子補給金承認申請書(様式第1号)に融資機関が発行する当該利子補給に係る借入金の借入を証する書類の写しを添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をしたときは、観光事業用施設改修等利子補給金承認書(様式第2号)により当該借受者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 借受者は、前条で受けた承認の内容について変更したいときは、観光施設改修等利子補給金変更承認申請書(様式第3号)に融資機関が発行する融資条件の変更を証する書類の写しを添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をしたときは、観光施設改修等利子補給金変更承認書(様式第4号)により当該借受者に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請及び支払)

第8条 借受者は、利子補給金の交付申請をしようとするときは、前年の1月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金について1月31日までに観光施設改修等利子補給金交付申請書(様式第5号)に融資機関が発行する借入金利子の支払を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の交付申請に係る利子補給金の交付の決定をしたときは、観光施設改修等利子補給金交付決定通知書(様式第6号)により借受者に通知し、3月末日までにこれを借受者に支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第9条 町長は、利子補給金の交付を受けた借受者(以下「受給者」という。)が、当該借入金を観光施設の改修等以外に使用したときは、当該受給者に対する利子補給金の交付を打切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告義務)

第10条 受給者は、町長が利子補給金に係る融資に関し報告を求めたとき又はその職員をして当該融資に関する帳簿及び書類を調査させるときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

西ノ島町長 様

住所
氏名

観光施設改修等利子補給金承認申請書

西ノ島町観光事業用施設改修等に係る借入金の利子補給金交付要綱第 6 条の規定により、
下記の借入に係る利子補給の承認を受けたいので申請します。

通番				
借受者名				
融資機関				
決定番号				
決定日				
当初借入額				
貸付利率 (%)				
利子補給率 (%)				
償還期限				
措置期限				
償還方法				
約定日				

(注 1) 融資期間が発行する借入を証する書類の写しを添付すること。

(注 2) 償還方法の欄には元利均等又は元利均等のいずれかを記載すること。